

平成30年五所川原市教育委員会第12回定例会会議録

五所川原市教育委員会

平成30年五所川原市教育委員会第12回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果

議決議案なし

平成30年五所川原市教育委員会第12回定例会会議録

日時：平成30年12月14日（金） 午後3時30分開会

場所：五所川原市中央公民館 2階 第3会議室

◎議事日程

開会

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 前回会議録の承認（第11回定例会）
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 議案案件 なし
- 第 6 報告第6号 補正予算について
- 第 7 報告第7号 五所川原市学校給食運営委員会からの答申について

閉会

◎出席教育長及び委員（５名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	丁子谷 悟 委員
2 番	木 村 吉 幸 委員
3 番	三 瀉 洋 生 委員
4 番	奈 良 陽 子 委員

◎説明のため出席した職員（７名）

教育総務課	教育部長 小 林 耕 正
社会教育課	課長 川 浪 生 郎
スポーツ振興課	課長 大 沢 丈 徳
指導課	課長 近 藤 達 也
学校給食センター	課長 吉 田 英 人
図書館	所長 中 谷 吉 範
	館長 夏 坂 泰 寛

◎職務のため出席した職員（１名）

教育総務課	課長補佐 古 川 憲
-------	------------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が４名、定足数に達しております。これより平成３０年五所川原市教育委員会第１２回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。2番 木村委員、3番 三潟委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（第11回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認についてであります。ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議がないようですので、第11回定例会の会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長の報告をいたします。11月19日に開会した市議会第5回定例会が昨日13日に終了しました。今回は一

般質問を通告した7名のうち、3名の議員から教育委員会への質問がありました。主な質問要旨は、花田進議員からは教育環境の整備に関して「学校へのエアコン設置について」、井上浩議員からは通学路の歩道除排雪に関して「通学路交通安全プログラムによる点検・対策等及び今冬の重点計画について」、秋元洋子議員からは太宰治記念館及び三味線会館の指定管理に関して「指定管理費の減額理由、消費税増税に伴っての入館料値上げ等について」、質問がありました。また、予算特別委員会では、稲葉議員から「勤労者総合スポーツ施設等整備事業を減額補正した理由、市の野球場の整備等について」、要望等も含め質問がありました。各議員からの質問と答弁内容については報告資料として次回の定例会に提出する予定です。

私からは以上です。

◎付議案件

○教育長

それでは日程第5、付議案件に入りますが、本定例会において審議する案件はありませんでした。

◎報告事項

○教育長

次に、日程第6、報告第6号「補正予算について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○スポーツ振興課長

報告第6号「補正予算（勤労者総合スポーツ施設等整備事業、漆川体育館整備事業）について」、資料を基に説明する。

○図書館長

報告第6号「補正予算（伊藤忠吉記念図書館管理運営費）について」、資料を基に説明する。

○教育長

このことについて、質疑はありませんか。

○丁子谷委員

勤労者総合スポーツ施設（サンビレッジ）の外壁の修繕は来年度に実施するのでしょうか。

○教育部長

サンビレッジは国の事業で設置され、譲渡されたものでありますが、外壁材はそれ程良いものを使っているわけではなく、剥がれやすいサイディングであります。現在、財政課において施設の長寿命化を図るために、計画的に修繕していく個別施設計画を取りまとめておりますが、その中でサンビレッジについては来年度以降に予算がつくのであれば今年度実施する予定であった実施設計を進めていきたいと考えております。ただし、相対的に教育委員会が所管する施設が多く、加えて老朽化が進んでいるものも多く抱えておりますので、実施のタイミングについては財政課と折衝してからのことにはなります。

○丁子谷委員

サンビレッジが国の事業で設置したものであれば、補助を受けた施設の管理や処分等について年数による制限はないのですか。

○教育部長

国で設置した施設を市に譲渡したものでありますので、特に問題はありません。

○丁子谷委員

今回はサンビレッジの外壁についてですが、学校施設においても外壁の老朽化が進んでおります。ですから、学校であれば常時子供たちが利用する施設、サンビレッジであれば大人は常時利用、子供たちは放課後に利用する施設であるといった利用度なども鑑み、施設全体に対する総合的な見方を持って整備を進めていただきたいと思います。

○教育部長

総合的に判断いたします。

○丁子谷委員

漆川体育館の利用者は五一中の生徒が多いのでしょうか。

○スポーツ振興課長

平成29年度の利用者数の実績によりますと、全体で7,915人の利用者数に対し、概ね4割ぐらいが五一中の部活での利用になります。それ以外にも、バドミントンクラブなど一般での利用もございます。

○教育部長

当然、一般の体育施設ですので一般利用もできるのですが、五一中の体育館だけでは部活のローテーションを組むことが難しく、譲渡を受ける前からバレーボール部が学校体育館と併用して利用していたという事情もあることから、五一中の生徒の利用頻度が高くなっております。

○丁子谷委員

五一中の生徒だけのことではありませんが、冬期間の漆川体育館までの通行について、歩道がしっかり整備・確保されるよう配慮をお願いします。

○教育総務課長

わかりました。

○教育長

そのほか、質疑はありませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

次に追加報告といたしまして、日程第7、報告第7号「五所川原市学校給食運営委員会からの答申について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○学校給食センター所長

報告第7号「五所川原市学校給食運営委員会からの答申について」、資料を基に説明する。

○教育長

このことについて、質疑はありませんか。

○三瀨委員

値上げをせずに副食の調整をして維持してきたそうですが、具体的にはどのようにしてきたのですか。

○学校給食センター所長

地元の食材だけではなく、県外産や外国産の食材を増やすことで対応してきました。

○三瀨委員

平成31年度に値上げをするということは、県産などの地元の食材に重きを置くということでしょうか。

○学校給食センター所長

そのように考えております。

○教育長

給食費単価は県内でも低く、さらに消費税が増税されますので、現行の給食費では給食の質を維持するのが難しくなっております。質が低下したことで残してしまうのであれば逆効果になりますので、おいしい給食を提供するためにも値上げすることを学校給食運営委員会に諮問したものであります。

○丁子谷委員

答申のなかに、保護者に対して説明を丁寧に行ってくださいと記載されています。合併当時、市浦地区の給食費は金木地区のものに合わせると説明を受けましたが、五所川原地区に合わせればいいのではないかとの意見がありました。現在は金木地区もセンター給食になったため、市浦地区のみ自校給食となっており給食費が高くなっています。来年度からは安いセンター給食の給食費に合わせるといっても、合併してから13年間は高い給食費を支払ってきたわけですから、なぜセンター式の給食費との間に違いが生じているのかと疑問に感じる方も当然いると思いますので、説明してもらいたいと思います。

○学校給食センター所長

センター給食の場合、食材について見積もり合わせを行い、安価なものを仕入れることで材料費を抑えることができますが、自校給食の場合、地元から食材を購入していますが、児童・生徒数が少ないこともあって、大量に仕入れてコストを抑えるという方法が取りにくい状況にあります。

○丁子谷委員

自校給食のところでは給食費の滞納が無いのに対し、センター給食のところでは滞納が有ると思いますが、その滞納額と内訳について説明をお願いします。

○学校給食センター所長

滞納額は、累積でおよそ840万円となります。滞納は古いもので平成14年度からのものもありますが、これは公債権であれば時効が成立すると自動で消滅するのに対し、給食費は民法上の私債権になり、時効が成立しても時効の援用をしない限り自動で消滅することはなく残っていくことから、累積しているものであります。それから、現年度分の滞納については学校側から保護者に対して納付するよう催促してもらっていますが、過年度分については学校給食センターから保護者に対して催告書を送付しており、また、戸別訪問もして納付をお願いしております。

○教育部長

給食費は本来、人件費や光熱水費等も経費として発生していますが、制度上、賄材料費相当分のみを保護者に負担してもらっている形になっております。この給食費は、学校給食センターと保護者との間で給食の提供について契約し、給食費を直接徴収しているのではなく、学校側に徴収をお願いしております。ですから、徴収できずに滞納となったものについては取り扱いに苦慮しているのが現状であります。それから税金の滞納であれば一定期間経過すると不納欠損処理をすることができますが、給食費の滞納は私債権でありますので、不納欠損処理をすることができずに840万円あまりまで滞納が累積しております。そのほか経済的に非常に困窮している世帯であれば生活保護や準要保護といった制度の対象となり援助を受けることができますが、それ以外の世帯ではさまざまな事情により滞納する保護者がおります。そうした方が転出し居所不明になってしまうと滞納だけが残ってしまうなどの問題もございますが、適切に債権を管理するよう努めております。

○教育長

そのほか、質疑はありませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

以上をもって今定例会の報告案件は終了いたしました。

「その他」として何かございませんでしょうか。

○教育総務課長

「専決処分の報告について」、「五所川原市地域公共交通網形成計画について」、説明する。

○社会教育課長

「成人式について」、説明する。

○教育長

以上のことについて、質疑はありませんでしょうか。

○丁子谷委員

専決処分した件ですが、駐車場に止めている車にテントが飛んで破損したのですが、その車は正規の駐車場に止めていたのでしょうか。もしかして、ただ広いスペースがあったので、駐車していたのでしょうか。

○教育総務課長

所定の駐車場に止めておりました。

○丁子谷委員

テントはかなりの距離を飛ばされたことになりましたが。

○教育総務課長

この日は突風が吹いており、相当な距離を飛ばされたと聞いております。

○教育長

そのほか、何かございませんでしょうか。

○丁子谷委員

不登校の児童・生徒のなかで、授業についていけないことが原因になっているケースはあるのでしょうか。もしあるのであれば、いかにして手助けするべきか考えていく必要がありますので、現状についてお知らせ下さい。

○指導課長

ご質問の件につきましては、改めてご説明いたします。

○教育長

その他に何かございますでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、これを持ちまして平成30年五所川原市教育委員会第12回定例会を閉会いたします。

午後5時3分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年12月14日

五所川原市教育委員会教育長

長 尾 孝 紀

五所川原市教育委員会委員 2番

木 村 吉 幸

五所川原市教育委員会委員 3番

三 瀨 洋 生

会議の書記 教育総務課長

川 浪 生 郎